

第 210 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 11 号

令和 3 年 11 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 11 号をもって、令和 3 年 11 月 10 日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 210 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 11 月 10 日（水） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔
9番 井坂 孝雄	10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝
13番 栗山 千勝	14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

13 番 栗山 千勝 14 番 塚本 茂

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出
について

報告第 31 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

報告第 32 号 制限除外の農地移動届出の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について

議案第 74 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

議案第 76 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 78 号 現況証明願の交付決定について

議案第 79 号 農地改良協議書に対する同意について

議案第 80 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第 81 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第 82 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について

午後 15 時 26 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度第210回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番栗山千勝委員、</p> <p>14番塚本茂委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第30号から第32号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第72号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

続きまして番号4番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。

まず、南根本●●●●●●及び●●●●●●の農地は【三ツ木地内の●●●●●●●●●●】から約600m北西に位置する田2筆になります。

次に、●●●●●●●●●●の農地は【南根本地内の●●●●●●●●●●】から約400m南東に位置する田1筆になります。

現況は、【いずれもきれいに管理】されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。【水稻】を作付けする計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。

番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番宮本委員	事務局に質問なんですけど、●●●さんは大きな栗の農家で、12アールより作られていると思うんですけど。
事務局	後で確認して、宮本委員さんにご連絡したいと思います。
議長	宮本委員さん、よろしいでしょうか。
4番宮本委員	はい。
議長	その他、番号3番について、何かありますか。 無いようでしたら、採決したいと思います。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番宮本委員	事務局に質問なんですけど、譲渡人の●●●●さんですが、年齢が61歳とありますが71歳じゃないんですか。
事務局	失礼しました。訂正させていただきたいと思います。70歳です。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	「議案第72号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第73号農地法第4条の規定による許可の取消願について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
11 番谷中委員	それでは、ご説明いたします。 番号1番ですが、【函面番号1番】も併せてご覧ください。 こちらは平成30年8月10日付けで太陽光発電事業に伴う4条の転用許可がされた土地です。 今回、申請者の意向により、太陽光発電事業を断念したことから、許可の取消願いが提出されました。 現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。 以上です。よろしく申し上げます。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり取り消すことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり取り消すことに決定いたします。

議長	「議案第73号農地法第4条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり取り消すことに決定いたしました。
議長	次に「議案第74号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
11 番谷中委員	<p>それではご説明いたします。 番号1番【図面番号2番】も併せてご覧ください。 申請地は、【上志筑地内の●●●●●●】から約500m南西に位置する畑1筆になります。 こちらは第1種農地と判断しました。 申請人は、【自己住宅を増築】するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号2番【図面番号3番】も併せてご覧ください。 申請地は、【下佐谷地内の●●●●●●●●●●】から約700m北東に位置する畑1筆になります。 こちらは第2種農地と判断しました。 申請人は、【住宅敷地拡張】のため今回の申請に至りました。なお、申請地にはすでに住宅の建築、カーポート等が設置されていることから、始末書が添付されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第74号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第75号農地法第5条の規定による許可の取消願について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>議案第75号の番号1番については、この後の議案第76号の農地法第5条の許可申請案件の番号1番及び議案第77号の農地法第5条許可後の計画変更申請案件番号1番と関連がありますので、議案第76号及び議案第77号の審査と併せて、一括審議をお願いします。</p>
議長	<p>次に「議案第76号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

	以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 まず番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
6番安田委員	番号6番、●●●●●●●●、台帳が原野ということなんですが、原野の場合も農業委員会の許可が必要なんですか。 今まで、台帳畑、現況原野という場合もありましたけど、逆の場合も必要ということですか。
事務局	お答えいたします。現況主義ということで、現況畑ということで申請をいただいております。
6番安田委員	逆の場合でも必要なんですね。
事務局	農地台帳に記載されているものについては、対象となりえるので申請をいただくことになります。
6番安田委員	はい、わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
6番安田委員	議案第74号の2番です、住宅敷地拡張の申請をしていますね、 8番の場合、譲受人が奥さんでしょうけど、よくわかりませんよね。 誰が建てるのか。
事務局	まず、誰が建てるのかについては、申請のとおり●●●●●さん、●●●●●さん となっております、確かに譲渡人、●●●●●さんの自己住宅がございます。 今回5条の自己住宅の建設なんですが、ご家族で、病気の世話をしなくては いけないという理由で、家を1棟建てる必要があるとの理由書をいただ いております。●●さんとは別に●●さんと●さんが住む家を建てるという ことで申請をいただいております。
6番安田委員	そうすると、自己用住宅軽量鉄骨2階建てと農家住宅木造2階建ては別のもの なんです。別の建物が建つということですね。
事務局	はい、別のものになります。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	<p>番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 9 番、番号 10 番については、譲受人が同一で申請地も隣接地で、関連がありますので一括審議といたします。</p>
議長	<p>番号 9 番、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
4 番宮本委員	<p>これは東部土地改良区の 3 工区で、基盤整備した土地で、駐車場にするのには何十年か遡って支払う義務があるんですが、その書類はありますか。</p>
事務局	<p>土地改良区の同意の書類はいただいております。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 9 番、番号 10 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番、番号 10 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に「議案第 77 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。 なお、議案第75号の番号1番及び議案第76号の番号1番と関連がありますので、併せて説明をお願いします。</p>
10番高田委員	<p>それではまず、5条申請の取消願につきまして、説明します。【図面番号4】も併せてご覧ください。 番号1番は、平成7年3月16日付けで自己住宅の建設に伴う5条の転用許可がされた土地です。 申請地は、【安食地内の●●●●●●】から約600m南西に位置する畑1筆です。 こちらは、当初予定していた自己住宅の計画の中止となったため、取消願があったものです。</p> <p>続きまして、5条申請の番号1番について説明します。 申請地は、同じく【安食地内の●●●●●●】から約600m南西に位置する畑2筆です。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、この後説明します5条の計画変更申請地と併せて【太陽光発電施設】として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、5条の計画変更申請について説明します。 申請地は、同じく【安食地内の●●●●●●】から約600m南西に位置する畑4筆です。 こちらは、太陽光パネルの仕様が変更となったため、パネル枚数、事業面積が変更となるものです。 事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 議案第75号の番号1番、議案第76号の番号1番及び議案第77号の番号1番は、関連がありますので一括審議といたします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第75号の番号1番については、原案のとおり取り消すことに、議案第76号の番号1番については、原案のとおり許可することに、議案第77号の番号1番については、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第75号の番号1番については、原案のとおり取り消すことに、議案第76号の番号1番については、原案のとおり許可することに、議案第77号の番号1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>「議案第75号農地法第5条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり取り消すことに、「議案第76号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに、「議案第77号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、「議案第78号現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9 番井坂委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。【図面番号14番】も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、【●●●●●●●】から約200m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、20年以上前から【住宅敷地として使用している】状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号2番になります。【図面番号15番】も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、【穴倉地内の●●●●●】から約200m東に位置する畑1筆になり</p>

事務局	<p>税務課に確認してございます。農地台帳上は畑、田になっているところですが、固定資産台帳上は、2番以外は変わっているところです。2番については、今年、相続登記が行われたということで、今年調査して変わるものと見込まれている、という話でした。</p>
議長	<p>その他、何かありますか。</p>
3番鈴木(良)委員	<p>問題はないんですが、空中写真撮影記録証明書、41年経過とあるんですが、どのくらい保存してあるんですか。</p>
事務局	<p>国土地理院でとってもらってくるものなんですが、国の方で、その時撮ったものが残っているということで、22年前のものもあれば、41年前のもあり、さらに古いものもあると聞いたことはあります。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 いかがでしょうか。 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	次に番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり同意することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり同意することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第79号農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第80号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第80号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第80号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議長	次に「議案第 8 1 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 8 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 8 1 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 8 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 8 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 8 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
議長	<p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見なし)</p>
議長	<p>来月の総会は、12月10日(金)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、久松弘叔委員、廣原孝委員、栗山千勝委員です。 日時は、12月2日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 1. 農地利用最適化推進業務活動について</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 2 1 0 回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦勞様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____